

目 次

●日本国憲法（人権の歴史と日本国憲法）	- 1 -
●日本国憲法（人権分野を中心に）	- 2 -
●日本国憲法（人の形と憲法）	- 3 -
●日本国憲法（立憲主義にこだわって）	- 4 -
●日本国憲法（憲法と他の法律との関わり）	- 5 -

2010年度 前期	曜日・校時 火1	必修選択 選択	単位数 2
授業コード 20100566011001 授業科目/(英語名)	●日本国憲法(人権の歴史と日本国憲法) The Constitution of Japan		
対象年次 1年, 2年, 3年, 4年	講義形態 講義科目	教室 [全] 102	
対象学生(クラス等) 制限しない	科目分類 人文・社会科学科目		
担当教員(科目責任者) / Eメールアドレス/研究室/TEL/オフィシアワー 吉田 省三 / yosida-s@nagasaki-u.ac.jp / 経済学部本館 512 / 095-820-6397 / 火曜、授業終了後			
担当教員(オムニバス科目等)	吉田 省三		
授業のねらい/授業方法(学習指導法)/授業到達目標 ねらい: 日本国憲法 97 条は、人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とすると同時に「過去幾多の試練に堪へ」てきたという。日本国憲法は、憲法「改正」という現在の「試練」に堪えられるか、憲法を人類の歴史のなかにおいてとらえ直してみよう。 授業方法(学習指導法): 教科書を使用し、人権の思想、人権のためのたたかい、日本国憲法の主要な事件、判例を解説する。 到達目標: 世界および日本の憲法の歴史、憲法の基本的概念、主要な憲法判例を理解する。個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する。			
授業内容(概要) / 授業内容(毎週毎の授業内容を含む) 憲法の過去—立憲主義の歴史、現在—人権の実現の状況、未来—改憲問題について講義します。 第16回 8月3日 定期試験 第1回 4月13日 憲法の過去： 憲法とは何か。「人権を承認せず、権力の分立が無い人民は憲法をもたない。」 第2回 4月20日 ブルジョア革命と人権 第3回 4月27日 人権宣言—合州国「独立宣言」・フランス革命「人権宣言」 第4回 5月11日 日本の人権思想 第5回 5月18日 日本国憲法とその歴史(1) 第6回 5月25日 日本国憲法とその歴史(2) 第7回 6月1日 憲法のキーワード： 権利と義務(1) 第8回 6月8日 憲法のキーワード： 権利と義務(2) 第9回 6月15日 憲法のキーワード： 民主主義と権利保障(1) 第10回 6月22日 憲法のキーワード： 民主主義と権利保障(2) 第11回 6月29日 憲法のキーワード： 民主主義と権利保障(3) 第12回 7月6日 憲法のキーワード： 民主主義と権利保障(4) 第13回 7月13日 憲法と国際社会 第14回 7月20日 憲法の未来： 憲法「改正」問題(1) 第15回 7月27日 憲法の未来： 憲法「改正」問題(2)			
キーワード	立憲主義、民主主義、共和主義、		
教科書・教材・参考書	●教科書 芦部信喜『憲法第四版』岩波書店 ●教材 日本国憲法 ●参考書 ニッコロ・マキャヴェッリ『君主論』岩波文庫 トマス・ホッブス『リヴァイアサン』岩波文庫 A・ハミルトン『ザ・フェデラリスト』岩波文庫 『世界人権宣言集』岩波文庫 二宮厚美『憲法 25 条+9 条の新福祉国家』かもがわ出版、2005 年。 浜林正夫『イギリス民主主義思想史』新日本出版社、1973 年。 浜林正夫『人権の歴史と日本国憲法』学習の友社、2005 年。 民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法—自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして』法律時報臨時増刊・日本評論社、2009 年。 渡辺治『憲法 9 条と 25 条・その力と可能性』かもがわ出版、2009 年。		
成績評価の方法・基準等	定期試験による(100%)		
受講要件(履修条件)	無し。		
本科目の位置づけ/学習・教育目標	市民の形成。 授業の到達目標に同じ。		
備考(準備学習等)			

2010年度 前期	曜日・校時 木3	必修選択 選択	単位数 2
授業コード 20100566011002 授業科目/(英語名)	●日本国憲法(人権分野を中心に) The Constitution of Japan		
対象年次 1年, 2年, 3年, 4年	講義形態 講義科目	教室 [全] 201	
対象学生(クラス等) 全学部	科目分類 人文・社会科学科目		
担当教員(科目責任者) / Eメールアドレス/研究室/TEL/オフィスアワー 小林 寛 / hkoba@nagasaki-u.ac.jp / 428 / 095-819-2725 / 木曜日午後3時～5時			
担当教員(オムニバス科目等)	小林 寛		
授業のねらい/授業方法(学習指導法)/授業到達目標 ねらい: 日本国憲法において保障された個別の基本的人権を取り上げつつ、日本国憲法の基本原理の一つである基本的人権の尊重の理念を理解できることをねらいとする。 授業方法(学習指導法): 通常の講義形式により授業を行う。適宜発問するなどして理解を確認する。 到達目標: 基本的人権の尊重の理念及び個別の基本的人権の内容や限界等について理解し、これを自らの言葉で説明できるようになることを到達目標とする。			
授業内容(概要) / 授業内容(毎週毎の授業内容を含む) 本授業では、日本国憲法において保障されている基本的人権の原理・内容・限界等について講義する。本授業では、基本的人権を中心的テーマとするが、それに限定せず、立憲主義・憲法史・統治機構等についても言及する予定である。また、過去の具体的な事件を取り上げつつ講義を行う予定である。ただし、以下に掲げるのはおおよその予定であり、解説の追加等により、適宜変更される場合もある。			
16回目 定期試験 第1回 4月 8日 インTRODクション・立憲主義の概説 第2回 4月15日 憲法史の概説 第3回 4月22日 日本国憲法の基本原理 第4回 5月 6日 基本的人権の原理 第5回 5月13日 基本的人権の限界 第6回 5月20日 包括的基本権 第7回 5月27日 法の下の平等 第8回 6月 3日 精神的自由権① 第9回 6月10日 精神的自由権② 第10回 6月17日 経済的自由権① 第11回 6月24日 経済的自由権② 第12回 7月 1日 人身の自由・国務請求権・参政権 第13回 7月 8日 社会権 第14回 7月15日 統治機構の概説 第15回 7月22日 違憲審査制等			
キーワード	基本的人権の尊重		
教科書・教材・参考書	教科書：追って指定する。 参考書：授業の中で適宜紹介する。		
成績評価の方法・基準等	定期試験(80%) レポート等を含む授業への積極的な取り組み状況(20%)		
受講要件(履修条件)			
本科目の位置づけ/学習・教育目標			
備考(準備学習等)			

2010年度 前期	曜日・校時 金1	必修選択 選択	単位数 2
授業コード 20100566011003 授業科目/(英語名)	●日本国憲法(人の形と憲法) The Constitution of Japan		
対象年次 1年,2年,3年,4年	講義形態 講義科目	教室 [全] 201	
対象学生(クラス等) 1・2年次	科目分類 人文・社会科学科目		
担当教員(科目責任者) / Eメールアドレス/研究室/TEL/オフィスアワー 米倉 幸生 / 純心大学研究室 メールアドレス: yonekura@n-junshin.ac.jp / 非常勤講師室 / TEL: 095-846-0084(長崎純心大学代表番号) / 1校時終了後20分程度。 他は事前に電話・メールで予約をすること。			
担当教員(オムニバス科目等)	米倉 幸生		
授業のねらい/授業方法(学習指導法)/授業到達目標 ねらい: 憲法はすべての法律の基本となるものです。その点で、憲法は最初に学び最後に考えるべきものであるともいえます。そして憲法も他の法律も言葉によって成り立っています。そこで本講義では、憲法を教材にしながら言葉を用いて分析し、思考し、述べるという一連の作業がスムーズに行なえるようになるということを目指します。 授業方法(学習指導法): 講義形式を原則としますが、受講生の人数によっては課題を与えそれに基づくディスカッションを、という形式も加えます。出席するというのを重視し、毎回課題のプリントを配布して授業終了時に回収します。自分の言葉で述べる練習をしてください。 到達目標: 憲法は、私たちの生活を規律している様々な法律の根本原理となるものです。日常生活で遭遇する様々なトラブルも、その多くは本質をつかむことによって解決できる可能性があります。特に本授業では、サブタイトルに「人の形と憲法」とあるように、人間とは何か、人権とは何かを自分なりに理解することを目標とします。そこで、授業と毎回課す課題の論述を通じて、①問題の本質を捉える、②憲法が守ろうとしているものは何であるかを理解し論理的に思考する、③それを文章化するという過程を通じて自らの考えを整理し、それらを把握することを目標とします。			
授業内容(概要) / 授業内容(毎週毎の授業内容を含む) 本講義のサブタイトルは「人の形と憲法」です。日本国憲法には、「日本国民」や「国民」という文言がありますが、憲法が対象としている人は日本国民だけでしょうか。外国人は含まれないのでしょうか。さらに、最近の医療技術の進歩が、「人ってなんだろう」という古典的な問に答えることをより一層難しくしています。胎児は人なのか、クローンとは同一なのか別物(別人)なのか、アイデンティティとはなんだろう、といった様々な問題を投げかけています。このような問題は憲法の解釈にも影響を与え、とりわけ全条文中に非常に大きな割合を占める権利と義務に関する規定が、誰に適用されるべきものなのかという問題をより複雑にしていきました。人権に関する規定だけでなく、憲法も含めたすべての法律は、「人」に向けて作られています。授業を通じて憲法の基本理念を理解し、「人」の定義とあり方を法的な側面から捉えるということを試みます。ですから授業内容は、どのような専門分野の人にも通じる部分はあると考えています。授業に関してはあまり難しく考えず、法律というフィルターを通して現実を見ると何が見えてくるだろうということを期待しながら参加してください。			
第16回-8月6日 定期試験 第1回 4月16日 授業内容の説明、進め方・評価方法解説、法の歴史 第2回 4月23日 法と法律、憲法の成立過程 第3回 4月30日 主権—その意味 第4回 5月7日 英文講読(日本国憲法) 第5回 5月14日 基本的人権①—種類 第6回 5月21日 基本的人権②—主体 第7回 5月28日 基本的人権③—新しい人権 第8回 6月4日 人の能力・人であること 第9回 6月11日 人の新しい評価: QOL 第10回 6月18日 知る権利 第11回 6月25日 出生前診断/産まない権利と生まれる権利 ロングフルバース 第12回 7月2日 生命倫理と法 第13回 7月9日 成人であること 第14回 7月16日 夫婦別姓問題 第15回 7月23日 アファーマティブアクション			
キーワード			
教科書・教材・参考書	内容が多岐にわたるため、そのつど資料・プリントを配布する。六法全書は必携。(出版社は問わないが、他の法律の引用もあるので必ず最新版を用意すること)		
成績評価の方法・基準等	出席点: 20% 授業中に出した課題提出 20% 定期試験(論述)60% 出席点重視。レポートは出さない。英語の文献を読む可能性もあるが、特に語学力は必要としない。また、外国語の出来・不出来は評価対象としない。論述は、結論よりも論旨が首尾一貫していること、根拠に基づく記述であることを評価する。		
受講要件(履修条件)			
本科目の位置づけ / 学習・教育目標			
備考(準備学習等)			

2010年度 後期	曜日・校時 月3	必修選択 選択	単位数 2
授業コード 20100566011004 授業科目/(英語名)	●日本国憲法(立憲主義にこだわって) The Constitution of Japan		
対象年次 1年, 2年, 3年, 4年	講義形態 講義科目	教室 [全] 102	
対象学生(クラス等) 全学部	科目分類 人文・社会科学科目		
担当教員(科目責任者) / Eメールアドレス/研究室/TEL/オフィスアワー 舟越 耿一 / / 教育学部 6階 / 095-819-2306 / 水曜日 3校時			
担当教員(オムニバス科目等)	舟越 耿一		
授業のねらい/授業方法(学習指導法) / 授業到達目標 ねらい: 立憲主義(憲法は何のためにあるのか)について理解を深めることを根本目標とする。授業はテキストに依りながら進めるが、憲法をめぐる改憲の動向にも目配りを怠らないようにしたい。 授業方法(学習指導法): 到達目標:			
授業内容(概要) / 授業内容(毎週毎の授業内容を含む) ※改憲をめぐる政治の動向により授業計画は変更される可能性がある。 第16回目 2月14日 定期試験 第1回 10月4日 疑義解題-日本国憲法をめぐる問題状況と「立憲主義」- 第2回 10月18日 日本国憲法の制定(1) 第3回 10月25日 日本国憲法の制定(2) 第4回 11月1日 前文 第5回 11月8日 戦争の放棄(1) 第6回 11月15日 戦争の放棄(2) 第7回 11月22日 戦争の放棄(3) 第8回 11月29日 国民の権利および義務(1) 第9回 12月6日 国民の権利および義務(2) 第10回 12月13日 象徴天皇制(1) 第11回 12月20日 象徴天皇制(2) 第12回 1月17日 三権分立 第13回 1月24日 地方自治 第14回 1月31日 憲法改正 第15回 2月7日 最高法規			
キーワード			
教科書・教材・参考書	杉原泰雄編著『資料で読む日本国憲法』上・下(岩波書店)		
成績評価の方法・基準等	定期試験70%、レポート10%、授業への積極的参加20%		
受講要件(履修条件)			
本科目の位置づけ/学習・教育目標			
備考(準備学習等)			

2010年度 後期	曜日・校時 金1	必修選択 選択	単位数 2
授業コード 20100566011005 授業科目/(英語名)	●日本国憲法(憲法と他の法律との関わり) The Constitution of Japan		
対象年次 1年, 2年, 3年, 4年	講義形態 講義科目	教室 [全] 102	
対象学生(クラス等) 1・2年次	科目分類 人文・社会科学科目		
担当教員(科目責任者) / Eメールアドレス/研究室/TEL/オフィスアワー 米倉 幸生 / 純心大学研究室 メールアドレス: yonekura@n-junshin.ac.jp / 非常勤講師室 / TEL: 095-846-0084(長崎純心大学代表番号) / 1校時終了後20分程度。 他は事前に電話・メールで予約をすること。			
担当教員(オムニバス科目等)	米倉 幸生		
授業のねらい/授業方法(学習指導法)/授業到達目標 ねらい:憲法は全ての法律の指針となる基本法です。基本法は他の法律によって具体化されていきます。憲法に処罰規定が無いことは、その表れの1つと言えるでしょう。そこで後期の憲法は、憲法そのものではなく他の法律との関わりの中で憲法を考え、理解することを目的とします。 授業方法(学習指導法):講義形式を原則としますが、受講生の人数によっては課題を与えそれに基づくディスカッションを、という形式も加えます。出席するというを重視し、毎回課題のプリントを配布して授業終了時に回収します。自分の言葉で述べる練習をしてください。 到達目標:日常生活を送る中で、私たちがいかに多くの法律に囲まれて過ごしているかということに気づき、その根本原理として憲法がどのように機能しているかを理解し、そしてそれらの法律の基本原則や解釈、そして事例を知ること、法律を身近なものとして捉え、身の回りの諸問題を法的側面から捉え、分析しようとする態度(姿勢)を構築することを目指します。			
授業内容(概要)/授業内容(毎週毎の授業内容を含む) 本講義のサブタイトルは「憲法と他の法律との関わり」です。前期のシラバスでも述べましたが、憲法は最初に学び最後に考えるべきものです。すなわち憲法問題は、それぞれの分野の法律が対応できないとき、あるいは法律そのものの正当性が疑われるとき初めて浮上してきます。例えば、会社に関する問題は最初に会社法(商法)を適用します。そこで解決が図られなかった場合、民法を適用して解決を図ります。それでもまだ…という場合に初めて憲法問題として捉え、解決を図ります。学ぶ順序と全く逆に、適用順序は憲法が一番最後なのです。ちょっと不思議な気もしますが、個別具体的な規定を適用して解決を図り、困難な場合は根本原理に戻る、と言えわかりやすいでしょう。 そこで、民法、商法、刑法、国際法を例として取り上げ、その中に憲法の理念がどのように反映されているかを理解することによって、ややもすると抽象的と捉えられがちな憲法の理解を深めていきます。 第16回-2月4日 定期試験 第1回 10月1日 授業内容の説明、進め方・評価方法解説、法と法律 第2回 10月8日 法に関する2つの体系 第3回 10月15日 基本法という意味、適用順位 第4回 10月22日 民法との関連①:人の始期、人の種類、権利と義務 第5回 10月29日 民法との関連②:物の支配と人の支配 第6回 11月5日 民法との関連③:両性の平等-婚姻 第7回 11月12日 商法との関連:新たな人=法人 第8回 11月26日 刑法との関連①:罪と罰とその主体、罪刑法定主義 第9回 12月3日 刑法との関連②:責任(正当防衛と緊急避難) 第10回 12月10日 刑法との関連③:刑罰論(死刑制度が抱える問題) 第11回 12月17日 国際法との関連①:国籍 第12回 12月24日 国際法との関連②:戦争(PKOの意義と問題) 第13回 1月7日 個別テーマ①:成年後見制度 第14回 1月21日 個別テーマ②:更生保護 第15回 1月28日 個別テーマ③:選挙制度(公職選挙法)			
キーワード			
教科書・教材・参考書	内容が多岐にわたるため、そのつど資料・プリントを配布する。六法全書は必携。(出版社は問わないが、他の法律の引用もあるので必ず最新版を用意すること)		
成績評価の方法・基準等	出席点:20% 授業中に出了た課題提出 20% 定期試験(論述)60% 出席点重視。レポートは出さない。英語の文献を読む可能性もあるが、特に語学力は必要としない。また、外国語の出来・不出来は評価対象としない。論述は、結論よりも論旨が首尾一貫していること、根拠に基づく記述であることを評価する。		
受講要件(履修条件)			
本科目の位置づけ/学習・教育目標			
備考(準備学習等)			